



2025年11月26日

各位

本店所在地 東京都港区赤坂九丁目7番2号  
会社名 ネクセラファーマ株式会社  
(コード番号 4565 東証プライム)  
代表者 代表執行役社長 CEO  
クリストファー・カーギル  
問い合わせ先 IR部 西下進一朗  
電話番号 03-5962-5718 (代表)

## 既存の2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の 条件変更と一部買付けのお知らせ

ネクセラファーマ株式会社(以下「当社」という。)は、本日付の取締役会決議において、当社が2023年12月14日に発行した2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「既発社債」という。)について、2023年12月14日付でThe Law Debenture Trust Corporation p.l.c.との間で締結したTrust Deedの規定に基づき発行要項を変更すること(以下「本変更」という。)及び一部買付け(以下「本買付」という。)を行うことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本変更については、本変更に必要な既発社債の社債権者の同意(電磁的方法による同意を含む。)又は既発社債の社債権者集会の承認が得られること等を条件として、2025年12月頃の実行を予定しております。

### 【本変更及び本買付の目的】

当社は、本変更及び本買付により、以下に掲げる効果が図れると考えております。

- ① 既発社債の発行要項から新株予約権付社債権者の選択による繰上償還請求権(繰上償還日は2026年12月14日)に係る条項を削除することにより、当面の償還リスクを抑制し、手元現預金を確保することができる
- ② 本買付(上限5,000百万円(発行残高の15.6%。額面ベース))を実施することにより、本買付に係る現預金は減少するものの、将来の償還負担及び潜在的な株式の希薄化リスクが低減することで、戦略的成長投資に向けた現預金の確保が可能となること

記

### I. 既発社債の発行要項の変更

2023年11月28日付「海外募集による新株式の発行及び2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」に記載された既発社債の発行要項



における本変更の内容は、以下のとおりです。

なお、本変更の効力発生は、本変更に必要な既発社債の社債権者の同意(電磁的方法による同意を含む。)又は既発社債の社債権者集会の承認が得られること等を条件としております。

また、当社は、既発社債の本変更に係る必要な同意の取得又は社債権者集会における承認等を条件として、当社が定める期限までに本変更に係る同意(又は本買付への申込み)を行った社債権者に対して、手数料を支払う予定です。(i)適格社債権者(既発社債の社債権者であり、(1)米国に所在又は居住する者ではない者、又は(2)米国に所在又は居住する既発社債の実質的所有者を代理して行動しない、又は米国に所在又は居住する口座又は利益のために行動しない者をいう。)については、本変更に係る同意(又は本買付への申込み)を行った場合に、(ii)適格社債権者以外の社債権者については、本変更を支持する意思表示を行った場合に、手数料を支払う予定です。本買付への申込みを行った適格社債権者は、本変更に同意したものとみなされます(なお、かかる同意又は支持する意思表示を行わなかった社債権者又はその他事由により手数料を受け取れなかった社債権者に対しては、一定の期間中に一定額の支払いを当社に請求する権利を付与する予定です。)。

(下線部変更箇所)

変更前	変更後
<p>5. 本社債に関する事項</p> <p>(6) 本社債の繰上償還</p> <p>(ト) <u>本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還</u></p> <p><u>本新株予約権付社債権者は、2026年12月14日(以下「本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日」という。)に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額に、当該償還日(同日を含まない。)までの未払経過利息を付して繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中に本新株予約権付社債の要項に定める手続に従い償還通知書を下記(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。</u></p>	<p>5. 本社債に関する事項</p> <p>(6) 本社債の繰上償還</p> <p>(ト) <u>(削除)</u></p>
<p>(チ) 当社が上記(イ)乃至(ヘ)のいずれかに基づ</p>	<p>(チ) 当社が上記(イ)乃至(ヘ)のいずれかに基づ</p>

く繰上償還の通知を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない(但し、上記(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。)。

また、当社が上記(ニ)若しくは(ヘ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ホ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後上記(イ)乃至(ハ)に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また、当社が上記(ホ)記載の償還義務及び上記(ニ)又は(ヘ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(ニ)又は(ヘ)の手続が適用されるものとする。また、

当社が上記(イ)乃至(ヘ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日前に当該通知が行われている限り、当該通知と上記(ト)に基づく通知の先後関係にかかわらず、上記(ト)に優先して上記(イ)乃至(ヘ)に基づく繰上償還の規定が適用される。

く繰上償還の通知を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない(但し、上記(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。)。

また、当社が上記(ニ)若しくは(ヘ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ホ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後上記(イ)乃至(ハ)に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また、当社が上記(ホ)記載の償還義務及び上記(ニ)又は(ヘ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(ニ)又は(ヘ)の手続が適用されるものとする。

## II. 既発社債の買付けに係る事項

(1) 買付銘柄名 2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

(2) 買付対象 残存する既発社債のうち

額面金額合計5,000百万円(上限)

(3) 買付価額の総額 5,000百万円(上限であり、経過利息相当額を含む。)

なお、申込状況等により一部又は全部の買付けが行われない場合がある。

(4) 申込期間 2025年11月26日から2025年12月17日(午前8時(東京時間))まで

但し、当社の判断により、早期終了、延長等がなされる可能性があります。

買付けに係る決済は、既発社債の社債権者の同意(電磁的方法による



同意を含む。)が得られた場合は2025年12月11日頃、既発社債の社債権者集会における承認が得られた場合は2025年12月22日頃に行われる予定です。

(5) 買付実施日 2025年12月頃

(6) 買付けの方法 J.P. Morgan Securities plc及びMerrill Lynch Internationalを共同ディーラー・マネージャーとして、既発社債の社債権者から買付けを実施します。

(ご参考)

既発社債の主な内容

(1) 発行日	2023年12月14日
(2) 発行総額	320億円
(3) 償還期限	2028年12月14日
(4) 利率	既発社債の額面金額に対して年率0.25%
(5) 転換価額	1,782円(注)

(注) 2025年11月26日現在のものです。

以上

ネクセラファーマについて

ネクセラファーマ株式会社は、テクノロジーに立脚したバイオ医薬品企業であり、日本および世界中のアンメットニーズにお応えし、患者さまの生活の質を向上させる新しいスペシャリティ医薬品をお届けすることを目指しています。

当社は、価値が高く大規模、かつ成長著しい日本およびAPACの広範な市場で、複数の上市済み製品をはじめ、画期的な医薬品の開発・販売を行うアジャイルで次世代の商業化ビジネスを展開しています。

当社独自の「NxWave™」創薬プラットフォームを活用して、探索から後期臨床段階にある30品目を超えるプログラムからなる幅広いパイプラインの開発を、自社で、あるいは大手製薬企業やバイオ医薬品企業との提携により推進しています。このパイプラインには、ファーストインクラスまたはベストインクラスの候補化合物が含まれ、肥満症・代謝障害、神経疾患・神経精神疾患、免疫疾患・炎症性疾患などの大きく成長する治療分野における主要なアンメットニーズにお応えすることに重点を置いています。

当社は、東京、大阪、ロンドン、ケンブリッジ、バーゼル、ソウルに主要拠点を展開しており、グローバル従業員が活躍しています。





詳しくは、ホームページ [www.nxera.life/jp](http://www.nxera.life/jp) をご覧ください。

LinkedIn: [@NxeraPharma](#)

X: [@NxeraPharma](#)

YouTube: [@NxeraPharma](#)

